

第1章 計画の背景と目的等

1. 国の動向

戦後の復興期から高度経済成長期にかけて、急激な人口増や経済成長に伴う行政ニーズに対応するため集中的に整備された公共施設※やインフラ※（以下「公共施設等」という。）が、今後一斉に更新時期を迎えます。その一方で、地方公共団体の財政状況は厳しさを増しています。また、人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していくことが予想され、市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要があります。こうしたことから国は、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、公共施設等総合管理計画の策定を地方公共団体に要請しています。

国は地方公共団体への策定要請に先立ち、国民の安心・安全を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることなどを目的として、2013（平成 25）年 11 月に『インフラ長寿命化基本計画』を策定しており、公共施設等総合管理計画は、これを踏まえ策定することとしています。

また、2014（平成 26）年 4 月には、地方自治体の公共施設等総合管理計画策定の指針となる「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が策定され、2018（平成 30）年 2 月には、策定した公共施設等総合管理計画の推進及び充実を図るため、当該指針が改訂されています。

※ 公共施設は建物系公共施設（普通会計、企業会計）、インフラは道路、橋りょう、上水道（浄水場、配水場、管）、下水道（処理施設、管）、河川、雨水貯留施設、消防水利（防火水槽、防火井戸）、雨水管、水路を指します。なお、普通会計とは、市町村の会計のうち、上下水道・病院・国民健康保険などの企業的活動に関する会計を除いたものを一つの会計にまとめた総称をいいます。

2. 計画の目的

こうした状況を踏まえ、稲沢市（以下「本市」という。）では、安全で安心な施設サービスを提供するとともに、将来の需要に対応した施設機能を維持しつつ、持続可能な財政運営に資することを目的として、2017（平成 29）年 3 月に『稲沢市公共施設等総合管理計画』（以下「本計画」という。）を策定し、取組みを推進しているところです。

今回は、2018（平成 30）年 2 月に改訂された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」等に準拠するとともに、個別施設ごとの具体の対応方針を定めた個別施設計画の内容や本市を取り巻く状況の変化等を踏まえ、本計画の改訂を行うものです。

3. これまでの市の取組み

2005（平成 17）年 4 月 1 日に稲沢市、祖父江町、平和町が合併し、新しい稲沢市が誕生しました。このことにより、合併前の 1 市 2 町で重複する公共施設を保有することとなりました。また、公共施設の多くは、昭和 40 年代頃の人口増加と高度経済成長に伴う生活環境の変化を背景として整備されたものです。総延床面積の 69.8%が建築後 30 年以上経過しており、順次更新時期を迎えます。インフラ資産についても同様に、順次更新時期を迎えることになり、整備に必要な更新費用は、今後大きな財政負担となってきます。

こうした中、本市では、公共施設マネジメントに関して、以下のような取組みを行ってきました。

表 1 公共施設マネジメントに関する取組み

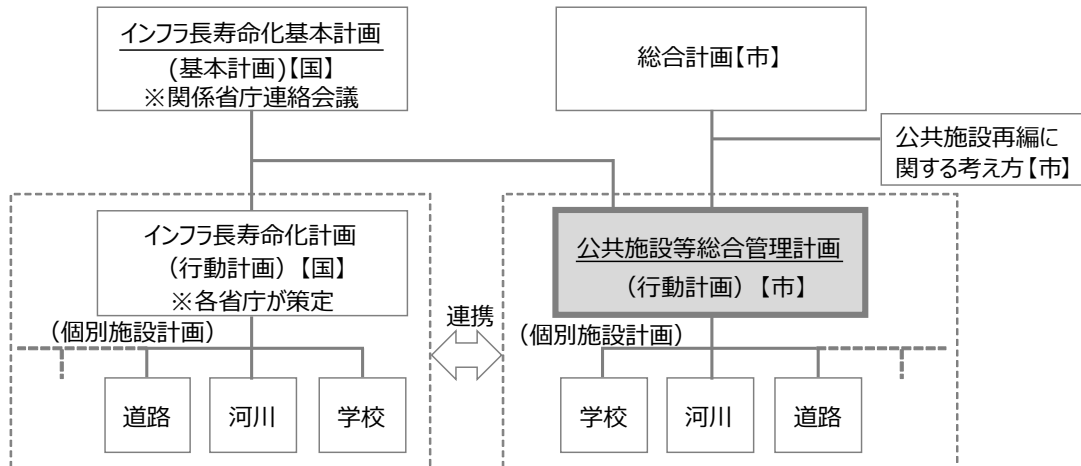
年・月	計画名等	概要
2011（平成 23）年度、 2012（平成 24）年度※	稲沢市公共施設のあり方検討委員会 による提言書	190 の公共施設を対象に検討審議を実施
2013（平成 25）年 6 月	公共施設再編に関する考え方 ～20 年先の未来のために～	提言を受けて、見直しに向けた市の考え方を明示
2015（平成 27）年 3 月	稲沢市行政経営改革プラン （平成 27 年度～平成 31 年度）	重点項目として「施設管理の適正化」を記載
2017（平成 29）年 3 月	稲沢市公共施設等総合管理計画	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を目的とした計画
2018（平成 30）年 1 月	稲沢市ステージアッププラン （第 6 次稲沢市総合計画）	重点戦略として「公共施設の再編」を記載
2019（平成 31）年 3 月	稲沢市教育施設長寿命化計画 （個別施設計画）	教育施設の施設ごとの具体の対応方針を定めた計画
2021（令和 3）年 3 月	稲沢市立保育園再編計画 （個別施設計画）	保育施設の施設ごとの具体の対応方針を定めた計画
2021（令和 3）年 3 月	稲沢市公共施設個別施設計画	教育施設・保育施設を除く公共施設の施設ごとの具体の対応方針を定めた計画

※ 検討委員会については、開催期間（年度）を記載

4. 計画の位置付け

本計画は、本市のこれまでの取組みを踏まえ、今後とも市民や利用者の方々に安全で安心な施設サービスを提供するとともに、将来の公共施設等の需要に対応した施設機能を維持しつつ、総合計画に掲げる持続可能な財政運営に資するための計画です。加えて、本計画は、学校や道路などの施設類型ごとの個別施設計画の上位計画として位置付けます（図1）。

図1 公共施設等総合管理計画の位置付け



5. 対象とする公共施設等

本計画の対象とする公共施設等は、施設類型として大きく「普通会計の公共施設」「企業会計の公共施設」「インフラ資産」に区分したうえで、公共施設等の機能に着目して施設を類型化し、管理に関する基本的な考え方を整理します。

（1）公共施設

①普通会計

市役所、支所、保育園、小中学校など

②企業会計

市民病院、上下水道庁舎

（2）インフラ資産

道路、橋りょう、上水道、下水道など